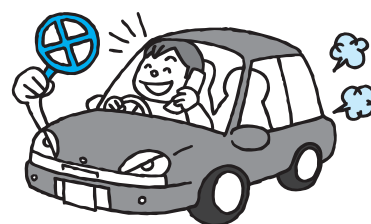


しいばらき

ながら運転 厳罰化！

令和元年12月1日から道路交通法が一部改正になり、携帯電話やカーナビなどの通話や操作をしながら自動車等の運転をする「ながら運転」をした際の罰則が厳しくなりました。法律や交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。



●携帯電話などの通話や画面の注視、操作をしながら自動車等の運転をした場合

	改正前	改正後
罰 則	5万円以下の罰金	6月以下の懲役または10万円以下の罰金
違反点	1点	3点
反則金		
「大 型」	7,000円	25,000円
「普 通」	6,000円	18,000円
「二 輪」	6,000円	15,000円
「原 付」	5,000円	12,000円

●携帯電話などの通話や操作、カーナビやカーテレビなどの画面を注視しながら自動車等の運転をし、事故を起こすなど「交通の危険」を生じさせた場合。

	改正前	改正後
罰 則	3月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
違反点	2点	6点（免許停止）
反則金		
「大 型」	12,000円	即、罰則（懲役や罰金）が適用
「普 通」	9,000円	
「二 輪」	7,000円	
「原 付」	6,000円	

※「大型」は大型・中型・準中型・大型特殊自動車、「普通」は普通自動車、「二輪」は大型・普通自動二輪車、「原付」は原動機付自転車・小型特殊自動車。

【問合せ先】 町民協働課 ☎029-291-8802(直通)